

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案 新旧参照条文

○貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業の停止及び許可の取消し）</p> <p>第三十三条 国土交通大臣は、第二種貨物利用運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内（第三号に該当する場合にあつては、六月以内）において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 貨物の集配を自動車を使用して行っている場合において、貨物自動車運送事業法第三十三条（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）又は国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律（平成二十二年法律第 号）第十九条第一項若しくは第二項の規定により当該貨物の集配に係る事業の停止、当該事業に係る許可の取消しその他の処分を受けたとき。</p>	<p>（事業の停止及び許可の取消し）</p> <p>第三十三条 国土交通大臣は、第二種貨物利用運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内（第三号に該当する場合にあつては、六月以内）において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 貨物の集配を自動車を使用して行っている場合において、貨物自動車運送事業法第三十三条（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該貨物の集配に係る事業の停止、当該事業に係る許可の取消しその他の処分を受けたとき。</p>